

2020年2月に開催された OIE 水生委員会のレポートへの 日本のコメント

(Annex9)無病宣言の要件についてのモデル条項

(第 X.X.7 項 コンパートメントの無病証明)に対する改正案とコメント(挿入)

2)c) 第 1.4 章に記載されているようなターゲットサーベイランスが病原菌 X を検出することなく、少なくとも過去 1 年/X月 にわたって実施されていること。

背景:

- ・Annex9は各疾病の章に挿入するための、無病宣言の要件について記載されたモデル条項である。
- ・疾病ごと、国・ゾーン・コンパートメントごとに無病証明の方法が記載される予定である。
- ・無病証明の方法は、①感受性種不在による証明、②過去 10 年間発生がないことによる証明、③ターゲットサーベイランスによる証明に分かれており、更に④無病宣言後、病原体の検出された場合の無病への復帰方法も記載される。
- ・このコメントについては、④の条件の1つに対するものである。

コメントの理由:

日本は以下の理由から、無病を証明するための年単位のターゲットサーベイランスは疾病によっては必要なく、年/月と記載すべきであると考える。

・コンパートメントは国やゾーンに比べ消毒等による病原体の根絶が容易である。また、既存のバイオセキュリティの状態を見直し、改善後に無病の水生動物を導入し、各疾病の必要かつ最少の期間(月単位の期間)のターゲットサーベイランスを行うことで、病原体陰性の確認は可能である。

・2019 年 9 月の水生動物委員会の報告書には、コンパートメントでは比較的速やかに根絶が成功したことを証明できるとしており、そのためには、1ラウンドの検査を実施するための最低期間が必要であるとされている。当該報告書では最低期間について具体的な数字は記載されていないが、水生動物の疾病検査の実態を踏まえれば、最低1年は長すぎると考える。本条項を疾病毎の章に適用する際に、より柔軟な対応が可能となるように、サーベイランス期間の単位として“月”を追加しておきたい。

もし、水生動物委員会が疾病の種類にかかわらず年単位のサーベイランスが必要だと考える場合には、その根拠となる情報を提示して欲しい。

(参考)2019 年 9 月に開催された水生委員会の報告書より引用
コンパートメントの無病復帰について

根絶が成功したことを証明するために少なくとも 1 回のテストを実施するための最低期間が必要となる(特定の病気の性質に依存する)。

(参考)2020 年 2 月に開催された水生委員会の報告書より引用
コンパートメントの無病宣言後、病原体の検出された場合の無病への復帰要件

b) 以前に存在していた基本的なバイオセキュリティ条件が必要に応じて見直され、修正され、第 X.X.X.9 項の要件(現時点で検討されていない)に従って、承認された病原体のない供給源からの動物を再入荷した時点から継続的に実施されていること。

(Annex 13) 伝染性造血器壊死症 (IHN) への感染

(表 6.1 サーベイランスまたは診断に推奨される検査の診断性能) に対する改正案とコメント(挿入/削除)

試験の種類	試験の目的	対象	組織又はサンプルの種類	種
リアルタイム RT-PCR	診断	実験的に感染させたサケ	腎臓	ニジマス スチールヘッド (<i>Oncorhynchus mykiss</i>)
RT-PCR (シングル・ステップ)	診断	実験的に感染させたサケ	腎臓	ニジマス スチールヘッド (<i>Oncorhynchus mykiss</i>)
ウイルス分離	診断	実験的に感染させたサケ	腎臓	ニジマス スチールヘッド (<i>Oncorhynchus mykiss</i>)
		野外サンプル	腎臓及び脾臓	アトランティック サーモン (<i>Salmo salar</i>)

理由:

英名としてレインボートラウト(rainbow trout)が一般的に使用されているため。。

(Annex14)ウイルス性出血性敗血症(VHSV)への感染

(2.2.7 ベクター)に関する改正案とコメント(挿入)

VHSV は、カミツキガメ (*Chelra serpentina*)、ヒル (*Myzobdella lugubris*)、ヒラチズガメ (*Grapetemys geographicas*)、ミジンコ (*Moina macrocopa*) から分離されており、これらの種は VHSV 感染の潜在的な媒介者となる可能性がある (Faisal & Schultz, 2009; Goodwin & Merry, 2011;)。一方、Ito & Olesen (2017) は、VHSV に汚染されたミジンコを実験的に摂取させたニジマスでは死亡は認められなかったことを示しており、ミジンコによる経口感染の可能性は低いことを示唆している。また、端脚類の *Hyalella* spp. と *Diporeia* spp. から VHSV が分離されており、蔓延している地域では底生の大型無脊椎動物が VHSV IVb のベクターとなる可能性が示唆されている。対照的に、VHSV は、同じ水域のムール貝や堆積物からは検出されなかった (Faisal & Winters 2011; Throckmorton ら、2017)。VHSV はまた、五大湖のヒル、*Myzobdella lugubris* から分離されている (Faisal & Schulz, 2009; Faisal & Winters, 2011)。

理由:

ミジンコによる経口感染の可能性に関する記載が抜けており、加盟国に誤解を招く恐れがあるため追記を行った。

参考論文:

Ito T. and Olesen N.J. (2017) Viral haemorrhagic septicaemia virus (VHSV) remains viable for several days but at low levels in the water flea *Moina macrocopa*. *Diseases of Aquatic Organisms*, **127**, 11–18.

(7. OIE 水生コード)

(7.3.3 ウイルス性コイ浮腫症 (CEV) について) に関するコメント

利用可能な科学的情報に基づいて、委員会は CEV による感染が「新興疾病」の OIE 定義を満たすこと及び加盟国は水生規約の第 1.1.4 条に従って報告する必要があることで意見が一致した。

コメント:

コード・マニュアル改訂に対するコメントではないが、報告書に CEV についての議論があったので、これについてコメントする。

事実に基づいた科学的な議論が行われることを日本は支持するので、CEV の発生状況、影響度及び対策等の情報を幅広く収集することには賛成。現段階では、CEV が新興疾病の定義に合致するか判断するための十分な情報が不足していると考えている。各国からの情報が十分に収集された後、各国における発生状況や被害状況を十分に把握した上で、改めて委員会で CEV が新興疾病の OIE 定義を満たすか否かを議論願いたい。

なお、日本において、1970 年代から CEV が存在しているが、これまで CEV は、公衆衛生はもちろんのこと、水生動物に重大な影響を及ぼしていない。また、本疾病は 1997 年にヨーロッパ (Haenen et al., 2016)、1996 年に米国 (Hedrick et al. 1997)、2015 年に中国 (Zhang et al., 2017) とブラジル (Viadanna et al. 2015) で存在していることが報告されている。

参考論文:

Haenen O, Way K, Gorgoglione B, Ito T, Paley R, Bigarre L, Waltzek T (2016) Novel viral infections threatening cyprinid fish. Bull Eur Assoc Fish Pathol 36:11-23

Hedrick RP, Antonio DB, Munn RJ (1997) Poxvirus like agent associated with epizootic mortality in Juvenile koi (*Cyprinus carpio*). FHS Newsl 25:1-2

Zhang X, Ni Y, Ye J, Xu H, Hou Y, Luo W, Shen W (2017) Carp edema virus, emerging threat to the carp (*Cyprinus carpio*) industry in China. Aquaculture 474:34-39

Viadanna, P., F. Pilarski, S. Hesami, and T. Waltzek (2015) "First report of Carp Edema Virus (CEV) in South American Koi." 40th Eastern Fish Health Workshop, Charleston, NC. Abstract and presentation.

(参考) OIE の新興疾病の定義 OIE glossary より

リストに掲載されている疾病以外で、以下の結果として水生動物または公衆衛生に重大な影響を及ぼす疾病を意味する。

- a) 既知の病原体の変化、または新たな地理的地域や種への広がり。
- b) 新たに認識された、または疑われる病原体。